

令和2年度における国立研究開発法人産業技術総合研究所の

中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和2年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和2年度の産総研における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として63.6%、金額が約272億円になるように目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記1のうち、新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.27%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、産総研は、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を、令和元年度の2.1%を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

産総研は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 中小企業・小規模事業者との契約において、納期・工期の柔軟な対応を行

うとともに、速やかに代金の支払いを行うよう努めるものとする。

- (2) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

- (1) 一般競争入札又は公募公告の案件について、より多くの事業者に調達情報を提供するため、産総研公式ホームページにおいて、全部の研究拠点の入札公告等が纏めて確認できるよう、ポータルサイト方式による調達情報の提供を引き続き実施する。
- (2) 調達情報について、産総研公式ホームページに掲載するとともに、他の機関のホームページからのリンク、新着情報配信（RSS 配信）を活用するなど、より広範囲にわたる情報配信への取り組みを継続して実施する。
- (3) 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産総研公式ホームページに掲載するとともに、メールマガジンの広報媒体を活用し、予見可能性等を持たせ、競争参加者の拡大を図る取り組みを継続して実施する。
- (4) 少額な随意契約とする案件については、産総研各研究拠点の近隣の中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、全研究拠点の調達担当部署においてオープンカウンター方式による見積競争の調達情報を引き続き公開する。
- (5) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

3 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 一般競争入札及び公募とする案件については、中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、説明会から提案締切までの期間を十分に確保する。
- (2) 少額な随意契約とする案件については、産総研各研究拠点の近隣の中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、全研究拠点の調達担当部署においてオープンカウンター方式による見積競争を引き続き実施する。
- (3) 著作権等の知的財産権が含まれる印刷物等の発注に当たっては、知的財産

権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。また、契約にあたっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

- (4) 特に人件費比率の高い役務契約について、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

4 官公需に関する相談体制の整備

総務本部経理部、各業務部・室の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

5 合理的な分離・分割発注の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、分離・分割発注することが合理的と判断した案件について、分離・分割して発注を行うものとする。

6 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一級又は二級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

産総研の各地域センターにおいて消費される調達について、少額の随意契約による場合には、各地域センター管内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

8 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等に

より入札価格の妥当性について確認するものとする。

9 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 52 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

10 中小石油販売業者に対する配慮

- (1) 石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- (2) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- (3) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

産総研は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達内容が専門的な技術、資格などを特に必要としない場合など契約の内容に応じて、下位等級者であっても契約

別紙

「中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制」

1. 推進本部

本部長 : 総務本部経理部長

本部員 : 調達管理室長、各研究拠点の契約担当職

(事務局 総務本部経理部調達管理室)

2. 連絡会議

総務本部経理部調達管理室長、各研究拠点の調達を担当する会計グループ長、室長代理で構成する。

(事務局 総務本部経理部調達管理室)